

兵庫地方最低賃金審議会  
第1回計量器・測定器・分析機器・試験機・  
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月21日(水) 14時56分～16時14分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野委員、千田委員、高階委員
労働者代表委員	岩崎委員、黒石委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、黒田委員、谷口委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官</p> <p>それでは定刻より少し早いですが、皆様お集りいただいておりますので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただ今から、第1回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会します。</p> <p>本日は、全員御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議につきましては、公開としております。</p> <p>傍聴の方におかれましては、受付でお渡しました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。</p> <p>審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>岡本労働基準部長</p> <p>労働基準部長の岡本でございます。</p> <p>各専門部会委員の皆様方には当専門部会委員につきまして、快くお引き受けいただきま</p>	

すとともに、お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

これから、各委員の皆様方には特定（産業別）最賃の審議を行っていただくわけですが、実は、本日午前に兵庫県地域別最低賃金の審議が行われ、令和6年度の最低賃金につきまして、現行から51円引き上げ、1,052円となることが決定し、10月1日から発効する見込みとなりました。

この後事務局から説明いたしますが、この計量器等製造業につきましては、必要性審議において、この10月1日から改正されます1,052円という金額を意識した議論になるかと思われまので、御留意いただければと思っております。

また、特定最賃につきましては、中央最賃の報告書の中で、審議等に当たり、労使の皆様方のイニシアティブを発揮して、御審議いただくことが求められておりますので、ぜひそういった点にも御留意いただきましたら幸いです。

また、本当にタイトな中で審議日程を組ませていただいておりますが、皆様方には日程調整等非常に御苦労をお掛けしておりますが、今年度の審議につきましても、よろしくお願い申し上げます。

#### 飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではありますが、時間の関係もありますので、お手元の資料1ページに添付しております委員名簿にて、各自御確認をいただくことで代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて、候補者を御推薦いただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

#### 各委員

異議なし。

#### 飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から、部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いいたします。

#### 高階委員

公益側委員において、事前に打合せをしております。

部会長には梅野委員を、部会長代理には千田委員を推薦することで調整を終えていますので、この2名を推薦いたします。

飯田賃金指導官

ただ今、部会長に梅野委員、部会長代理に千田委員との御推薦がありましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

飯田賃金指導官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に梅野委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、梅野部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

梅野部会長

部会長に選出されました梅野でございます。

慎重審議に努めます。よろしく申し上げます。

初めに専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めます。

労働者側の委員はどなたにされますか。

黒石委員

はい、私、黒石で申し上げます。

梅野部会長

使用者側はどなたにされますか。

岡村委員

はい、私、岡村で申し上げます。

梅野部会長

では、当部会において議事録の確認をいただく委員は、私、梅野と労側の黒石委員、それから使側の岡村委員以上3名になります。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名することとしたいと思います。それでよろしいですか。

各委員

はい。

梅野部会長

では、次の議題(2)「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきであるとの本審での決定を踏まえて、各部会において審議することになりました。

事務局において、確認の意味も含め、今年の特定最賃審議に至る経過、そして今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、9件の特定最低賃金があります。

そのうち、今年は、6月24日、25日、7月4日に合計7件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。

お手元にお配りしてあります資料の14ページを御覧ください。

ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめております。

今回、申出をいただきました7件の特定最低賃金の改正につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しまして、7月19日の本審におきまして、改正必要性の有無についての諮問をさせていただいております。

兵庫県では、令和元年までは本審で一括して改正の必要性の審議を行った上で、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会での改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会において、その金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問答申の二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて御説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。

ここに流れをまとめさせていただいているのですが、その3ページを御覧いただきますと特定最低賃金につきましては、最低賃金法の第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先ほど申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、これはその3ページに書いてあるのですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと法律上の規定がなされております。

資料4ページを御覧ください。

右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県におきましては、現在のところは時間額1,001円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして役割設定されているところが大きく異なるところです。

続きまして、資料9ページを御覧ください。

特に、特定最低賃金の決定、改正までのプロセスについてですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになっております。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となっているものです。

少し戻っていただきまして、資料7ページを御覧ください。

ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議について、その考え方がまとめられているところになります。

一番上の昭和57年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされており、つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

一方、その7ページの一番下に書かれております平成14年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは「望ましい」と表記することにより、全会一致だけではなく、採決にて決定することもあり得ることを含んでおります。

以上のことから、特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定につきましては、全会一致が望ましいとされていることとなります。

改正の必要性がありとなった場合には、先ほど御説明させていただきましたように、最賃法第16条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていますので、地域別最賃より最低1円以上の引上げを行うことが求められてきます。

つまり、今年の場合でいいますと、すでに兵庫県最低賃金を1,052円に引上げる答申をいただいて、本日午前中の異議審を終えておりますので、予定としましては8月30日の公示という手続きを踏まえて、10月1日から兵庫県最低賃金は1,052円を予定しております。そのため、その1,052円を超えない改正というのは認められないということになっており

ます。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできないとなっておりますので、その改正額の上限は最低額が限度となります。具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、資料 14 ページの一覧表に申出の一番低い金額というところにかかれている 1,055 円を超えることはできないということとなっております。

事務局からの説明としましては以上となります。

梅野部会長

ただ今の説明で、御意見、御質問はございますか。

各委員

(特になし)

梅野部会長

それでは、兵庫県の計量器等製造業最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思います。

事務局から、本日お配りいただいています各種参考資料の説明をお願いいたします。

安積賃金室長

では、資料の説明を続けさせていただきます。

(以下の資料 39～134 ページについて説明)

資料 7 一般職業紹介状況(令和6年6月分)抜粋(兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和6年7月30日発表)

資料 8 管内金融経済概況(日本銀行神戸支店 2024年7月18日)抜粋

資料 9 毎月勤労統計調査地方調査月報(兵庫県 令和6年5月)抜粋

資料 10 兵庫県の経済・雇用情勢(兵庫県産業労働部 令和6年8月14日公表)抜粋

資料 11 兵庫県鉱工業指数月報(兵庫県企画部 令和6年5月速報)抜粋

資料 12 連合 2024 春季生活闘争 平均賃金方式 第7回(最終)回答集計(連合 2024年7月3日公表)

資料 13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果(2024年6月5日 日本商工会議所・東京商工会議所)

資料 14 精密機械器具製造業関係最低賃金(令和4、5年度、全国)

山中労働基準監督官

続きまして、私、山中から、基礎調査の関係資料について御説明させていただきます。

(以下の資料 18～38 ページについて説明)

資料 6 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

梅野部会長

ただ今の説明で、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

各委員

（特になし）

梅野部会長

では、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正必要性の有無に関しては、全会一致が原則です。全会一致に至らなかった場合は必要性はなしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれまして、非常に限られた時間で、大変御苦勞をお掛けしますが、よろしく審議の方、お願いいたします。

では、まず労使それぞれから、兵庫県計量器等製造業最低賃金改正決定の必要性有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺いたく思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性について結論が出たことになり、答申を行うということになります。

また、反対に労使の意見が異なった場合は審議を続けていくということになります。

では、最初に労使双方それぞれで意見調整する時間は必要ですか。

労働側委員

労側は大丈夫です。

梅野部会長

使側は。

使用者側委員

お願いします。

梅野部会長

では、別室にて10分、15分程度で打合せをお願いいたします。

（使用者側委員打合せ）

梅野部会長

それでは、審議を再開いたします。

改正申出をされた労働者側委員から金額改正必要性に係る考え方をお聞きします。お願いいたします。

田中委員

ヤマトハカリの田中です。よろしくお願いいたします。

労側としては、今年度も必要性ありを主張させていただきます。

今年度の兵庫県最低賃金につきましては、プラス 51 円の 1,052 円となりまして、計量器においては、今年も地賃に埋没という状況となってしまっております。

また、この地域別最低賃金におきましては、物価高騰などの影響を踏まえて、昨年度を上回る 51 円という大きな引上げ額となっております。

長く続いたコロナ禍以降において、景況等につきましては、先ほどの資料の説明にありましたように県発表の 7 月の経済・雇用情勢において、ピーク圏内で推移していると発表されているように底を脱した一方で、先行きにつきましては、引き続き慎重な見方をされております。

各企業におきましては、原材料費や輸送費などの価格上昇や今春闘での大幅な賃上げなどの状況がある中で製品価格への価格転嫁が十分ではなく、厳しい状況であるということは十分理解しておりますが、一方で、食料品や燃料費の物価高騰により、労働者においても負担が増加しており、現在と同じ賃金では生活を維持することができない状況になっております。

計量器等の業界につきましては、計量法の適用など計器製造に当たり、守るべきルールが多く、経済、社会活動に貢献する重要な業界であると認識しております。

この業界から人材流出を防ぎ、労働力確保を行い、業界を発展させていくためにもこの特定最賃の維持が必要であると考えております。

また、大阪と比べ、最低賃金の格差があり、特に阪神間など労働者が県外に流出する傾向が続いております。兵庫県内の地場産業を維持するためにも、この特定最低賃金というのは必要だと考えております。

以上により、今年度も金額改正の必要性ありと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

梅野部会長

それでは、使用者側からのお考えをお願いします。

岡村委員

それでは岡村の方から申し上げます。

結論から申し上げますと、使用者側では引上げの必要性はないと考えております。



まさに今田中委員からの発表にもありましたとおり、使用者側としてもいろんな調達価格が非常に上がっており、特に今年4月以降各種運送関係の費用というのは尋常でないほどの値上がりをしております。

我々はそれにも対処していかなければいけない状況であるという中で、これも田中委員の御発言にもあったかと思いますが、我々この計量器業界で、製品に転嫁できているのかといいますとなかなかすぐに転嫁できるものでもありません。

事務局の方の御説明にありましたが、総じてみると県内の生産活動も一進一退という状況で、その中で計量器の生産量もどんどん増え、売上げが増えているということがいえる状況でもありません。一部輸出関係で対応している企業に関しては、為替が追い風になっている可能性もありますが、ほとんどの企業が海外から部品を調達しており、為替の状況も決して追い風にはなっていないという状況から考えますと非常に厳しい状況であるといえるかと思えます。

さらに、国の方針もあって、最低賃金の方も大きく引き上げられている中で、我々としてはこの県の最低賃金というものを守るにしても、計量器業界としてそれにさらなる上乘せをするというのは非常に厳しい状況にあり、県の最低賃金が精一杯ではないかということ为先ほど確認させていただきました。以上です。

梅野部会長

労使双方のお考えをお聞きしました。

労働者側は必要性ありで、使用者側は必要性なしということで、御意見が割れているわけです。

これからは公労、公使でお話を伺いたいと思います。

では、別室にて、協議します。

まず、労側と公側で協議をしていきたいと思います。その後に、使側と公側で協議をしたいと思います。

(公労会議、公使会議)

梅野部会長

お待たせいたしました。

労側、使側それぞれからお話を伺いました。

結論から言いますと、今日の段階では意見が割れたままです。

労働者側は必要性あり、使用者側は必要性なしということで、今日の段階では結論は出ません。

そういうことで次回の審議会で再度もう少し検討したい。この検討する姿勢はどちらもあるということですので、そうします。

労働者側の考え方は、計量器で働く人たちのプライド、優位性、あるいは社会、経済の

基盤となる計量器の製造業の優位性を保ちたい。そして、それによって、人材流出を防ぎ、人材確保を高めておきたいという姿勢をとるためにも地賃とは違う位置付けを保ちたい。こういう意見で必要性があるという御意見でした。

他方、使用者側のお考えは、輸送費、原材料費等が非常に高騰し、価格転嫁も十分できない中、非常に苦しい。それに加えて、県の最賃も大幅に上がっていて、大変苦しい状況にある。計量器の優位性というのも分かるし、賃金も大事かもしれないが、それ以外の働き方の多様性であったり、その他労働条件の改善等、こういう側面にも目を向けた産業の優位性を議論したりしても良いのではないかという御意見もありました。

ということで今の二つの御意見は両者とも共有されております。

今日の段階では意見がまとまりませんので、次回の23日に2回目の必要性審議を開きたいと思います。以上がまとめです。

次回の日程等事務局から説明をお願いいたします。

安積賃金室長

では、次回の日程ですが、それぞれ各委員の方から御提出いただき、予備日として調整させていただいていました部分で、先ほど会長からも御提案がありました8月23日、明後日になりますが、金曜日午前10時からでいかがでしょうか。

各委員

はい。

梅野部会長

それでは、今回は8月23日金曜日午前10時からの開催といたします。

引き続き、今回と同様、公開といたします。

他に何か、ありますか。

安積賃金室長

特にございません。

梅野部会長

では、本日の審議はこれで終了です。

ありがとうございました。

梅野 巨利

黒石 尚稔

岡村 剛敏